

府中市福祉計画

府中市福祉計画の見直しにあたって

■ 計画策定の趣旨

平成 12 年の社会福祉法改正により、地域福祉は対象も担い手もすべて市民を中心としたも のへと転換しました。これを受け、府中市においても平成 15 年に『安心していきいきと暮ら せるまちづくり―みんなでつくる、みんなの福祉―』を基本理念に掲げた「府中市福祉計画」 を策定し、計画的かつ総合的に福祉を推進してきました。

それから 6 年が経過し、少子・高齢化のさらなる進行、団塊の世代の地域還流など、社会 状況の急激な変化のもと、地域をとりまく課題は複雑化し、求められる福祉施策もより多様化・ 高度化してきました。

この間、高齢者分野では介護保険制度改正に対応した「高齢者保健福祉計画・介護保険事 業計画(第3期)|、障害者分野では障害者自立支援法制定に対応した「障害福祉計画| を策 定しました。子育て支援分野では、次世代育成支援対策推進法の施行に伴い、「次世代育成支 援行動計画(前期計画) | を策定しました。関連する分野では府中市保健計画「健康ふちゅう 21 を策定しました。

また、平成20年度からは医療制度改革が始まったこともふまえ、福祉を取り巻く制度はこ れからも大きく変わることが予想されています。このような変化に対応していくためには、各 分野が相互に連携し、総合的に施策展開を行うことが求められています。

また、平成20年度からスタートした「第5次府中市総合計画後期基本計画」では、さま ざまな地域課題への対応や将来を見据えた市政運営をめざして、第5次総合計画の基本構想 に示されている都市像である「心ふれあう 緑ゆたかな 住みよいまち」の実現をめざした施 策を展開しています。

府中市福祉計画は、以上のような状況をふまえ、「地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」 と「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第4期)」、「障害者計画・障害福祉計画(第2期)」 を新たに策定し、既存計画とも整合を図りながら、福祉の総合的な計画とするものです。

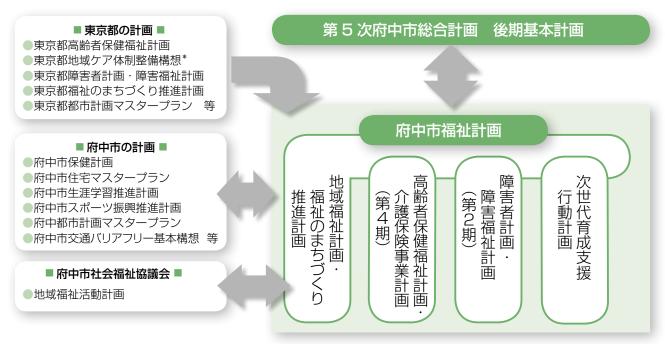


■ 計画の位置づけと構成

「府中市福祉計画」は、「第5次府中市総合計画 後期基本計画(平成20年度から25年度)」を上位計画とする計画です。

「府中市福祉計画」は、府中市の福祉分野の総合計画として、他の健康・福祉分野の計画と整合した計画であり、また、文化・学習関連計画、都市基盤・産業分野の計画とも連携した計画です。 「府中市福祉計画」は、国や東京都の関連する計画と整合を図っています。

なお、「地域福祉計画」については、府中市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」 との連携を図っています。



■ 計画の期間

計画の期間は、平成21年度(2009年度)から平成26年度(2014年度)までの6年間とします。ただし、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第4期)」及び「障害福祉計画(第2期)」については、計画期間を3年として途中で見直しを行います。

■ 策定体制

計画策定にあたっては、幅広く市民の意見やニーズを把握し計画に反映するため、検討組織への公募市民の参加、アンケート調査の実施、パブリック・コメントの実施などさまざまな形で市民参加を図りました。



〈計画の根拠〉

【地域福祉分野】

- 地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定する「市町村地域福祉計画」です。
- 平成 19 年 8 月 10 日付厚生労働省通知「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」に基づき、地域福祉計画には要援護者情報の把握と災害時などの要援護者支援を盛り込むことが定められました。
- 福祉のまちづくり推進計画は、「府中市福祉のまちづくり条例」に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を総合的に推進するための計画です。

【高齢者分野】

● 高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」です。

老人保健法は、平成 18 年に「高齢者の医療の確保に関する法律」と改められ、策定が義務付けられていた市町村老人保健計画の規定が削除されました。

● 介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に規定する「市町村介護保険事業計画」です。

療養病床再編の動きを受けて、東京都地域ケア体制整備構想をふまえた検討をしています。 また、平成20年7月に厚生労働省から出された「介護保険事業に係わる保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(案)」に基づき検討しています。

【障害者分野】

- 障害者計画は、障害者基本法第 9 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」です。
- 障害福祉計画は、障害者自立支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」です。

障害者自立支援法については、抜本的な見直しが予定されており、平成20年7月の全国障害福祉計画担当者会議において示された第2期障害福祉計画の基本指針案の概要等も勘案しながら策定を進めています。

【子育て支援分野】

● 次世代育成支援行動計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に規定する「市町村行動計画」 です。

次世代育成支援対策推進法の規定に基づき、前期計画の計画期間は平成 17 年度から平成 21 年度です。平成 22 年度から平成 26 年度までの後期計画は現在改訂作業中です。



2 福祉計画の考え方

■ 基本理念と基本視点

府中市福祉計画は、本市がこれまで展開してきた福祉分野における基本理念「安心していきいきと暮らせるまちづくり―みんなでつくる、みんなの福祉―」と4つの基本視点を継承しながら、新たに顕在化する地域の課題を、より幅広い地域の人々と行政、福祉関係者が互いに協力して解決していきます。それにより、すべての市民が人として尊重され、生涯にわたって地域で自立していきいきと生活できるよう、市民福祉のさらなる向上に努めます。

基本理念

安心していきいきと暮らせるまちづくり *一みんなでつくる、みんなの福祉*

基本視点

1 利用者本位の福祉サービスの実現

利用者が福祉サービスを選択する制度への転換が一層進むなかで、十分な情報提供、相談体制の充実、利用者の人権の尊重と保護など、利用者本位の福祉サービスの実現をめざします。

2 生涯にわたって「自立」を支える福祉の実現

市民一人ひとりの尊厳を重視し、サービスを利用する人々が地域で心身ともに健やかに、生涯にわたって自立した生活を送ることができる福祉の実現をめざします。

3 地域で支える福祉の実現

行政だけでなく、福祉関係の機関・団体・施設、民間事業者、福祉NPO、ボランティア団体、 あらゆる市民等との連携・協力体制により、地域で支える福祉の実現をめざします。

4 市民参加と協働による幅広い福祉の実現

身近な地域社会において、人と人とのきずなを大切にしながら、市民自らが参加し、自 発的に支えあい、さまざまな主体と協働して進める幅広い福祉の実現をめざします。



■ 府中市の福祉の考え方

住民・地域・企業・行政などの役割分担について、「自助・共助・公助」という考え方があります。これは、いわば地方自治における「補完性の原則」であり、「個人の尊厳を最大限に尊重し、住民自身やコミュニティなどの小さな単位でできることはそれら小さな単位の自助・共助に任せ、小さな単位では解決不可能あるいは非効率なもののみを行政などの大きな単位が行う(公助)べきである」という考え方です。

我が国では、高度経済成長、バブルの時代を経て、多くの住民が経済的な豊かさから精神的な豊かさに価値観を転換する中で市民活動、NPO活動の活発化など公共的サービスの提供を住民自らが担い、自らが暮らす地域のために活動することに生きがいを見出す人々が増加しています。

市民や企業等の行政以外の主体により担われる「公共サービス」も存在しており、今後その担い手は一層多様化していくことが考えられます。

一方では子育てや介護のように以前は「自助」として家庭内で完結していたサービスが、家族構成の変化等により家庭で完結することが難しくなり、「公共的サービス」などに変わることによって、「公共」の守備範囲が拡大しています。

しかしながら、現状では「自助」「共助」がカバーできる範囲と「公助」のサービス範囲の間にはすき間があり、このすき間を両者が協力し合って埋めていく必要があります。具体的には公的な福祉サービスの対象外になっている制度外のニーズや、複合的なニーズ、地域で生活している人にしかわからないニーズ、社会的格差の拡大により新たに生じつつある支援ニーズなどがこの対象となります。

府中市では、「個人の尊厳を尊重しながら、自助・共助の精神に配慮しつつ、それではカバーできないことは公的サービスによる対策を講じる」ことを福祉サービスの基本精神として福祉施策に取り組みます。



■ 福祉計画の施策体系

基本理念

安心して いきいきと暮らせる まちづくり

―みんなでつくる、みんなの福祉―

基本視点

1 利用者本位の福祉サービスの実現

利用者が福祉サービスを選択する制度への転換が一層進むなかで、十分な情報提供、相談体制の充実、利用者の人権の尊重と保護など、利用者本位の福祉サービスの実現をめざします。

2 生涯にわたって「自立」を支える福祉の 実現

市民一人ひとりの尊厳を重視し、サービスを利用する人々が地域で心身ともに健やかに、生涯にわたって自立した生活を送ることができる福祉の実現をめざします。

3 地域で支える福祉の実現

行政だけでなく、福祉関係の機関・団体・施設、民間事業者、福祉NPO、ボランティア団体、あらゆる市民等との連携・協力体制により、地域で支える福祉の実現をめざします。

4 市民参加と協働による幅広い福祉の実現

身近な地域社会において、人と人とのきずなを大切にしながら、市民自らが参加し、自発的に支えあい、さまざまな主体と協働して進める幅広い福祉の実現をめざします。

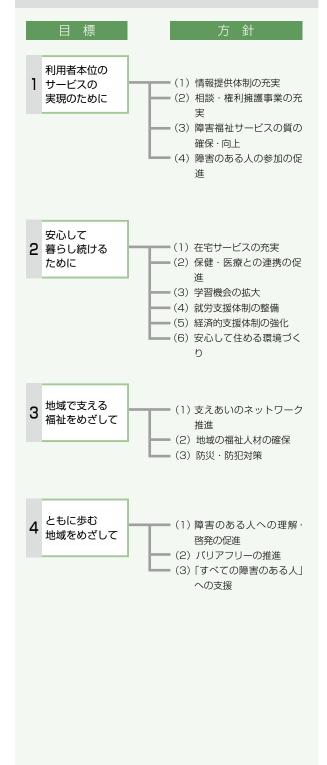
地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 利用者本位の 1 仕組みづくりの (1)情報収集の充実 ために (2) わかりやすく利用しやす い情報提供の推進(情報 のバリアフリー) =(3) 相談・権利擁護事業の充 - (4) 福祉サービスの質の確保 **(5)** 幅広く使いやすい制度の 推進 安心して暮らせる 2 まちづくりを =(1) 日常生活の支援 めざして (2) 健康づくり・介護予防の 推准 いきいきとした 3 暮らしを (1)支援ネットワークの推進 支える仕組み (2) パートナーシップの推進 づくりのために (3) 防災・防犯のまちづくり の推進 みんなでつくる 支えあいの =(1) 互いに理解し助け合う福 まちづくりを 祉意識の醸成(心のバリ めざして アフリー) - (2) 地域福祉活動の促進 =(3) 社会参加の促進 (4) 多様な人材の育成・確保 福祉の まちづくりを (1) 移動ルート確保 めざして (2) 施設 = - ア 公共施設 (物理的なバリアフリー) イ 学校 = ウ 公園 ■ T 住字 - 才 民間建築物 =(3)交通 (4) サイン・案内・誘導



高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第4期)

利用者本位の 1 サービスの =(1)情報提供体制の充実 実現のために ■(2) 相談・権利擁護事業の充 実 =(3) サービスの質の確保・向 上 介護予防を (1) 介護予防体制の強化 進めるために (2) 地域支援事業 - (3) 健康管理体制の強化 安心して 3 暮らし続ける -(1) 在宅サービスの充実 (2) 介護保険事業 ために (3) 介護者への支援の充実 - (4) 総合的な認知症ケアの推 進 =(5)安心して住める環境づく b 地域で支える ・(1) 地域包括支援センターと 福祉をめざして 在宅介護支援センターと の連携 (2) 見守りネットワークの充 実 = (3) 防災·防犯対策 ともに暮らす (1) 生きがい活動への支援 地域をめざして - (2) 就業支援

障害者計画・障害福祉計画(第2期)





■ 福祉計画全体で取り組むこと

福祉計画全体で取り組むこと

- 災害時の総合的な支援システムづくり
 - · 災害時要援護者支援
 - ・見守り、助け合い
- 福祉を支え、福祉に参画する人材の育成
 - ・地域人材の育成
 - ・福祉人材の確保

地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画

- 新たな「支えあい」の仕組みづくり
- ユニバーサルデザインの推進

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第4期)

- 介護予防の体系的取組
- 認知症の総合的対策
- 地域ケア体制の整備
- 基盤整備計画

障害者計画・障害福祉計画(第2期)

- ●相談体制の充実
- 一般就労への支援、作業所などの就労機能の強化
- 住まいの確保
- 高次脳機能障害・発達障害のある人等への支援

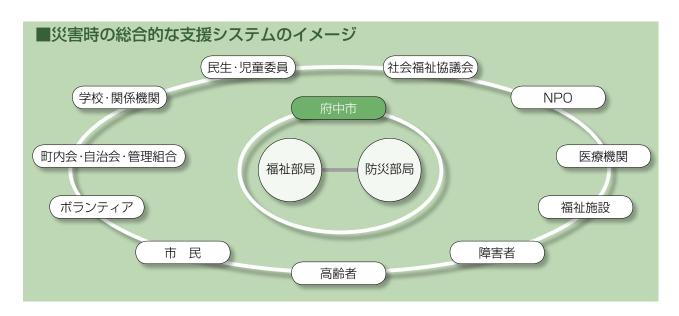


(1) 災害時の総合的な支援システムづくり

災害や緊急時等に迅速な支援を実施するため、福祉部局と防災部局の連携を図り、庁内に関係部局から構成する連絡会議を設置します。さらに庁内連絡会議に加え、関係機関、団体とも連携した支援会議を設置します。

支援システムとして、災害、緊急時の救済や安否確認の充実を図ることができるよう、災害時要援護者支援システムを構築します。

また、地域全体で、災害や防災に関する知識・情報を共有し、日ごろの備えとあわせ災害時 にどう対応し、行動していくかの対策を盛り込んだ指針を作成し、町内会・自治会等の地域団 体と連携を図ります。



(2) 福祉を支え、福祉に参画する人材の育成

福祉を推進していくためには、その担い手として介護や介助にあたる専門職から多様な市民までさまざまな人材を確保、育成していくことが必要です。

府中市全体として、次のような方針のもとで、府中市社会福祉協議会とも連携し、福祉を支え、福祉に参画する人材の育成を幅広く推進します。

基本的な考え方

●新たな人材の参画を支援する

- ・団塊の世代などの人的資源を活用する
- ・学校等へのアプローチを進める
- ・潜在的有資格者の再就職支援を進める

●専門職の確保・育成を図る

- ・研修の充実、支援を図る
- ・人事交流などを支援し、働きやすい 職場環境を推進する



■ 福祉エリア

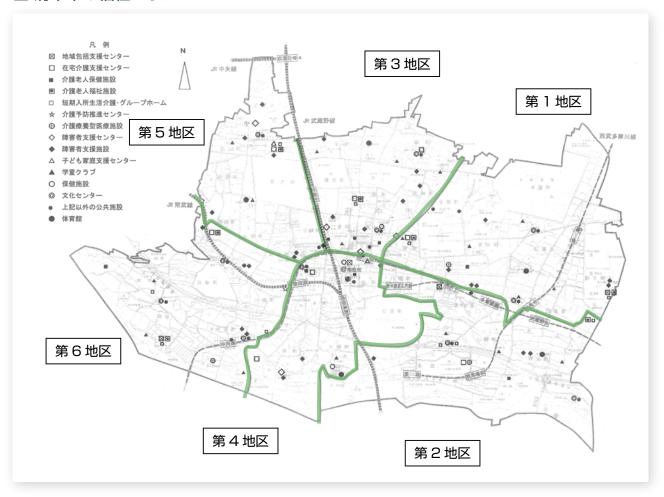
府中市ではこれまで、人口や面積、道路や交通網、民生委員・児童委員の活動区域などを考慮した6つの区域を福祉エリアとしてきました。

地域福祉分野ではこれからの新しい地域福祉活動を推進するために、福祉エリアごとの地域 資源を活用しながら、多機関が連携をとることをめざします。

高齢者保健福祉分野においては、本エリアを引き続き介護保険事業計画の日常生活圏域として位置づけ、情報提供や相談体制を充実するとともに、地域密着型サービスの量の見込みを定め、介護が必要になっても住み慣れた地域に住み続けられるような体制づくりを充実します。

なお、府中市の圏域には文化センター圏域(11圏域)、中学校区(11圏域)等もあることから、 重層的に考えていくこととします。

■ 府中市の福祉エリア





第2編

地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画

1 府中市の地域福祉を取り巻く課題

(1) 利用者支援の充実

①地域に密着した相談体制の整備

現在行っているのは「市役所の相談窓口」のほか、高齢者の介護や介護予防に関することは 在宅介護支援センターや地域包括支援センター、子育てに関することは子ども家庭支援セン ターなどで相談を実施しています。今後も地域に密着した総合相談体制の整備が求められます。

②新しい情報提供のあり方の必要性(アクセスの確保)

さまざまな障害への配慮や多国語への対応なども含め、新しい情報提供のあり方の検討が求められています。

③人権の尊重(権利擁護)

理想とする地域像を実現するためには、人権を尊重した活動が基盤となることから、人権の 尊重を重視した権利擁護事業の充実が求められます。

(2) 市民の安心確保への支援

①制度のすき間にある市民への支援

すべての市民が地域で孤立せず安心して生活できるよう、自立への支援や、社会参加への支援など施策の充実が求められます。

- ②社会的弱者になる可能性のある方々への支援 社会的弱者になる可能性のある方々が安心して生活できるような支援が求められています。
- ③虐待や孤立死を防ぐための支援

高齢者虐待や児童虐待の早期発見への取組や、通報義務の普及に加え、地域の見守り活動の 充実など地域住民による支援が求められます。



(3) 連携・協働による福祉の推進

①地域での助け合いのネットワークづくり

複雑化、多様化するニーズにきめ細かく対応するための連携・協働の体制整備が求められます。

②小地域活動の推進

障害のある人、ひとり暮らしや寝たきり等の高齢者世帯が地域で安心して生活していくためには、見守り活動や生活支援などの援助活動を展開する小地域活動の推進がますます求められます。

③災害時の不安への対応、早急な仕組みづくり

安全安心なまちに向けて、今後はプライバシーの保護に配慮しながら、不安がある家庭に対し、災害時に手助けが行き届く地域の協力体制の整備が求められます。

(4) 市民参加による福祉の推進

①互いに助け合いともに生きる意識の醸成

市民一人ひとりが障害に対する差別や偏見などに起因する心のバリアを取り除いていくことが大切であり、地域福祉に生かされるプログラムづくりなどが求められます。

②地域における住民の参加(参画)、交流の機会拡大と活動支援

福祉を充実するための住民参加(参画)の意識をさらに高める機会の提供として、ワークショップや懇談会など地域住民同士が集まり直接参加(参画)できる仕組みの検討が求められます。

③団塊の世代の健康・生きがいづくり

団塊の世代が、仕事やさまざまな経験から得た豊富な知識や技能を生かして地域活動への参加ができるよう、健康づくりや生きがいづくりへの支援が求められます。

④新しい人材の育成、確保

継続的な地域活動の展開のためには人材育成が不可欠であり、さらに活動のすそ野を広げる 人材育成の仕組みづくりが求められます。

(5) ユニバーサルデザインの推進

府中市では、平成 19 年度に「府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドライン」を策定しましたが、今後は、ユニバーサルデザインという考え方に基づいて、ハード面のみならず、案内やサイン、情報、人的介助などソフト面の取組が求められます。



2 計画の基本的な考え方

■ 計画の目指すもの(理念)

(1)計画の理念

府中市福祉計画の基本理念である「安心していきいきと暮らせるまちづくり―みんなでつくる、みんなの福祉―」の実現をめざし、地域福祉計画では次のように理念を設定します。

「みんなでつくる、人にやさしいまちづくりの推進」

(2) 計画の考え方

●視点 1 すべての市民を対象にします

すべての市民が人として尊重され、ともに支えあい、ともに助け合いながら安心して暮らせるまちづくりを推進します。

●視点2 市民の人権を尊重します

市民が自分らしく生きていける社会をめざし、一人ひとりの人権を尊重したまちづくりを推進します。

●視点3 市民との協働による地域福祉をより一層推進します

すべての市民が施策の対象であると同時に、施策の担い手として主体的に参加、参画する福祉活動を通じて暮らしやすいまちづくりを推進します。

●視点4 地域のつながりを大切にします

住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、人、施設、情報など地域のあらゆる資源を 活用して地域のつながりを大切にしたまちづくりを推進します。



●視点5 福祉の充実のための仕組みをつくります

福祉サービスを利用する人の人権が尊重される仕組みを確立すると同時に、福祉を進めるさまざまな主体が育つような支援をします。さらに、地域全体で福祉を進めるための条件環境づくりを推進します。

●視点6 市民が地域で安心して暮らせる仕組みをつくります

身近なところで相談できるように、地域に気軽に立ち寄れる相談窓口を充実し、虐待や孤立 死等を未然に防止できるようなセーフティーネットのあるまちづくりを推進します。

●視点7 ハード・ソフトの両面から地域福祉を推進します。

身体状況によらず、すべての市民が快適に暮らせるようユニバーサルデザインによる福祉の まちづくりを推進します。

●視点8 福祉のまちづくりを総合的に推進します

地域福祉計画では、「府中市福祉のまちづくり条例」に基づく「福祉のまちづくり推進計画」を含み、福祉のまちづくりを総合的に推進します。

(3) 福祉のまちづくりに対する考え方

①福祉のまちづくりの目標の実現

福祉のまちづくりの目標は、「すべての市民が安全で快適な生活を営むことができる良好な 生活環境の実現とともに、市民の主体的な参加による物心両面にわたる障害のない社会を築く こと」です。

府中市では、高齢者、障害者等にとってやさしいまちが、すべての市民にとってやさしいまちであるという認識にたち、「市、市民及び事業者のそれぞれの役割と責務を明らかにし、互いの理解と協力の下に、すべての市民が安全かつ便利に利用することのできる都市施設等の整備を図ることにより、福祉のまちづくりを推進すること」を目的とした福祉のまちづくり条例を定めました。本計画は福祉のまちづくりを総合的に推進するための基本となる計画です。



②新たな福祉のまちづくり推進の視点

アバリアフリーの視点(点から面へ総合的なバリアフリー化)

府中市では、社会にある「情報」「制度」「心」「物理的」な四つのバリアを除き、すべての 市民が社会参加を気軽にできるまちづくりの実現をめざし、点から面へ総合的なバリアフリー 化をめざします。

■「バリアフリー=バリア(障壁、妨げているもの)がないこと」とは

「障害のある人が社会生活をしていく上で障壁 (バリア・妨げているもの) となるものを除去 (フリー・取り除く) するという意味で、もともとは建築用語として使用されていました。現在では、障害のある人だけでなく、全ての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられています。

イ ユニバーサルデザインの視点(市民みんなのユニバーサルデザイン)

府中市では、平成 19 年 11 月、バリアフリーを包含し、より発展させた「年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って快適な環境をデザインする」ユニバーサルデザインの考え方に基づき、「府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドライン」を策定しました。

すべての市民が、建築物や道路、交通機関等を簡単に理解でき、利用しやすいよう、ユニバー サルデザインの考え方にそって福祉のまちづくりを推進します。



だれでもトイレ(オストメイト対応設備、ベビーチェア、多目的シートが設置されている)



だれでもトイレのサイン例



■ 計画の基本目標

(1) 利用者本位の仕組みづくりのために

利用者が自分らしく生きるために福祉サービスを選択できるよう、府中市は十分な情報提供や相談・権利擁護事業の充実など、利用者本位のサービスの実現に向けた仕組みづくりに取り組みます。

(2) 安心して暮らせるまちづくりをめざして

障害のある人や高齢者、子どもづれの方だけでなく、あらゆる市民が自立して生活できるよう、日常生活を支援する取組を展開し、だれもが住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりをめざします。また、外国の方や生活保護受給者など社会的弱者になる可能性のある方々に対して、生活の支援に配慮していきます。

(3) いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりのために

市民一人ひとりの暮らしにあった福祉サービスが求められ、地域の中で見守りや援助が必要な方が増えています。災害時の不安の解消、防犯のまちづくりに取り組み、市民のだれもが、安心していきいきと暮らせるよう、地域活動組織や行政、事業者、府中市社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体などと連携し、協働しながら地域活動のきっかけ作りや活動組織との連携の仕組みづくり、防災・防犯のまちづくりを推進します。

(4) みんなでつくる支えあいのまちづくりをめざして

団塊の世代が退職により、地域で過ごす時間の増加が見込まれています。団塊の世代の知識や技術などが活かせる活動などにより地域参加をうながし、地域での新たな関係づくりや多様な福祉ニーズに対応できる人材の確保・育成に取り組み、みんなでつくる支えあいのまちづくりをめざします。

(5) 福祉のまちづくりをめざして(物理的なバリアフリー)

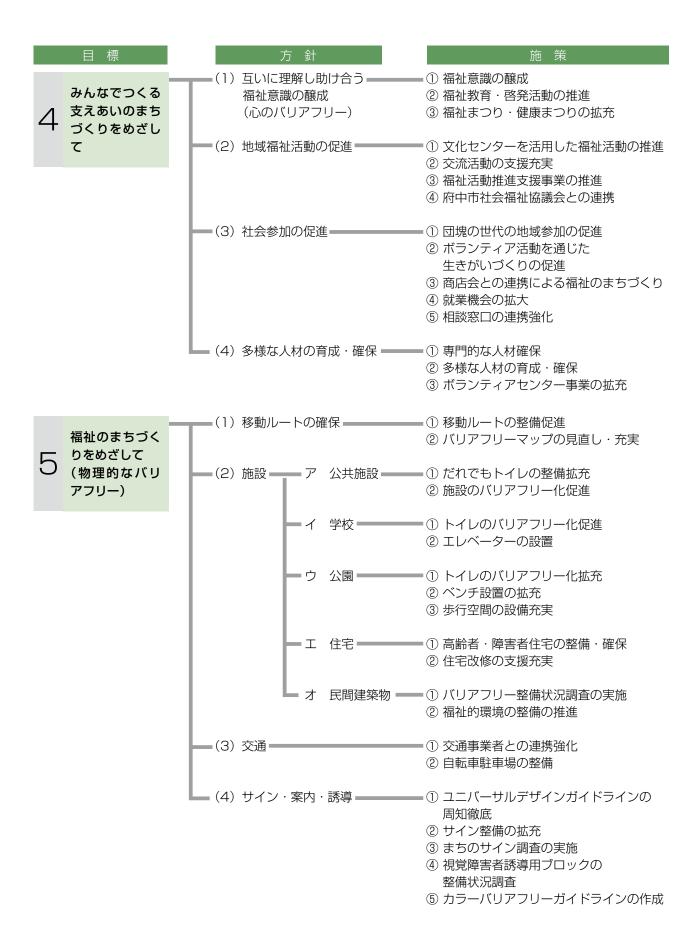
市民が安心していきいきと暮らせるよう、地域や社会との交流、参加・参画しやすい環境整備が求められています。バリアを意識しないで暮らせるユニバーサルデザインの考えを取り入れた福祉のまちづくりをめざします。



■ 計画の体系

① 生活問題の実態把握 -(1) 情報収集の充実 -----利用者本位の (2) わかりやすく利用しやすい —— ① わかりやすい情報提供の仕組みづくり 仕組みづくりの 情報提供の推進 ② 情報利用のアクセスの確保 ために (情報のバリアフリー) ③ カラーバリアフリーガイドラインの作成 ■(3) 相談・権利擁護事業の充実 ━━ ① 相談窓口の連携強化 ② 利用者の立場に立った相談体制の充実 ③ 苦情相談窓口の充実 ④ 権利擁護事業の充実 ⑤ 市民後見人の養成 ■(4) 福祉サービスの質の確保 = ① 事業者団体への支援 ② 利用しやすいサービス情報の提供 (5) 幅広く使いやすい制度の ■① 使いやすい制度づくり 推進 ② 当事者参加・参画の仕組みづくり ③ 制度の普及 (1) 日常生活の支援 — ■① 日常生活の支援 ② 自立と社会参加への支援 安心して暮らせる ③ 地域での見守り活動の充実 まちづくりを めざために (2)健康づくり・介護予防の推 ── ① 健康づくりへの支援 進 ② 介護予防への支援 ③ 相談・情報提供体制の充実 (1) 支援ネットワークの推進 (1) 支援ネットワークの推進 いきいきとした ② 関係団体による情報交換の場の設置 暮らしを支える ③ 地域での見守り活動の充実 仕組みづくりの ④ 新しい助け合い活動の研究 ために - (2) パートナーシップの推進 ----- ① NPO 等市民活動団体との連携による地 域福祉の拡充 ② 府中市社会福祉協議会との連携 ③ 民間活力の活用による福祉サービスの確保 ④ 福祉施設と地域の連携推進 ⑤ 福祉活動拠点の拡充 - (3) 防災・防犯のまちづくりの --- ① 災害時要援護者支援 推進 ② 災害時のバリアフリー ③ 社会福祉施設等との防災協定 ④ 防犯対策の強化







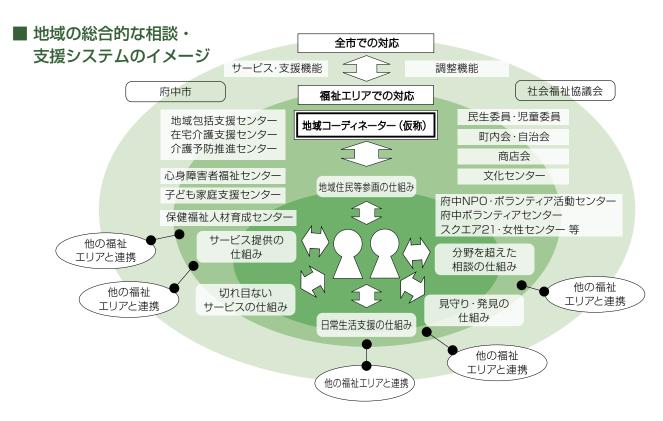
3 重点施策

■ 新たな「支えあい」の仕組みづくり

より複雑になりつつある生活課題を身近なところで解決していくためには、高齢者、障害のある人、子育て支援等多様な分野の相談を地域で受け止め、解決する専門的な相談・支援体制が求められます。これにより、一人ひとりの住民が身近な地域で必要な支援を受けながら住み慣れた地域で暮らし続けることが可能になります。

今後は福祉エリアごとに、福祉と保健の相談窓口の機能を充実させ、府中市社会福祉協議会や地域包括支援センター、在宅介護支援センター、心身障害者福祉センター、子ども家庭支援センター等相談機能を充実し、さまざまな地域資源を開拓しながら、それらとの相互連携によって生活課題を把握し、横断的な支援を通して問題解決を行います。

また、市民の問題意識や地域貢献に対する意欲を引き出し、地域での活動へとつなげ、活動を継続していく仕組みや条件、環境づくりを進めます。地域通貨など新しい支えあいのシステムは引き続き検討課題ですが、地域コーディネーター(仮称)をはじめとする地域人材の育成などは府中市社会福祉協議会、NPO等関連団体、自治会、商店会などと協働・連携しながら検討します。





■ ユニバーサルデザインの推進

府中市では、福祉のまちづくりを推進するため、「ふちゅうバリアフリーマップ」を作成しました。また、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき、「府中市交通バリアフリー基本構想」を策定してバリアフリーのまちづくりを推進してきました。さらに平成 18 年度には「心のバリアフリーハンドブック」を作成、平成 19 年度には「府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドライン」を策定しました。

これらの中で、福祉のまちづくりを推進するにあたっては、市と事業者の協力・連携はもとより、市民の参画と協働が特に求められるとし、ハード面のバリアフリーだけでなく、「心のバリアフリー」、「情報のバリアフリー」をめざして、マナーの向上など市民意識の向上が求められます。

今後ユニバーサルデザインを推進していくにあたり、ハードとソフト両面から、さまざまな主体が取り組めるよう、ユニバーサルデザインを「情報面」、「意識面・制度面」、「物理面」の視点で考え、市民とも協働しながら事業を推進します。

■ ユニバーサルデザインの推進のイメージ

情報面

- わかりやすい表現にする
- ・理解されやすい表現にする
- 見やすい表現にする
- · 見つけやすい表現にする





意識面・制度面

- ・障害を理解する
- 困っていることを理解する
- ・ 使いやすいようにする
- ・白杖、点字や誘導ブロック等を知る
- ・ 思いやりを育てる







聞こえが不自由なことを 表す耳のシンボルマーク

物理面

- ・歩行空間を確保する
- ・歩きやすい仕上げにする
- ・段差を解消する
- だれもが使いやすい駅舎やバス停にする
- ・案内板、サイン、誘導システムを整備する









4 計画の推進に向けて

■ 評価、点検、推進における組織

(1) 福祉のまちづくり推進審議会

地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の推進にあたっては、福祉のまちづくり推進審議会において、継続的な計画評価と見直しを行います。

(2) 府中市社会福祉協議会

地域福祉の推進を担う府中市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携し、地域福祉計画を推進します。

■ 協働・ネットワーク

(1) NPO 等への支援

地域福祉の主要な担い手として活動するNPO、ボランティア、民間活動団体、社会福祉法 人などに対して活動支援を行います。

(2) 市民への新たな支援のあり方

地域福祉の推進には支援のための財源の確保が重要です。市民の提案を受けて協働で問題解決をしていくための提案型助成のあり方も含め、活動財源の確保策を検討します。

(3) 府中市社会福祉協議会との連携

これまでも地域の中でサービスの担い手の育成や研修、サービスの供給などのさまざまな活動を行ってきた府中市社会福祉協議会と連携し、地域福祉を推進します。



■ 庁内体制の整備

地域福祉を取り巻く状況は多様化しており、課題も複合化していることから、計画の推進にあたっては、関連分野の部署と横断的な連携が取れるように、体制を整備します。

■ 国・都への要望

今後も引き続き、国や東京都に対する積極的な提言、働きかけを行います。

- ①福祉・介護人材の確保・育成についての具体策を講じること
- ②心のバリアフリーに関する福祉教育・啓発活動の普及を進めること
- ③職や働く場を失った方、ホームレス等で働く意欲と能力のある人に対して自立に向けた支援 を行うこと



福祉まつりでの車いす体験の様子



第3編

高齢者保健福祉計画· 介護保険事業計画(第4期)

1 府中市の高齢者福祉を取り巻く課題

(1) 老人保健事業再編への対応

「老人保健法」が、平成20年4月1日の後期高齢者医療制度の発足にあわせ「高齢者医療の確保に関する法律」に改められています。この再編に対応するとともに、健康増進計画等との調和を図るため、老人保健分野についても計画に盛り込みます。

(2) 地域ケア体制の充実

平成 18 年 4 月改正介護保険法により、「地域」を一層重視することが求められるようになっています。保健・医療・福祉の連携のもと、市民がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活を送れるように、地域ケア体制の充実に努める必要があります。

(3) 介護予防の推進

府中市の65歳以上の高齢者の要支援・要介護認定率は約16%(平成19年10月現在)ですが、今後は高齢者の増加とともに認定率も上昇すると予想されます。住み慣れた地域で自分らしく過ごし続けていただくために、元気な高齢者が、さらに健康で要介護状態にならないよう介護予防を推進する必要があります。

(4) 認知症総合対策

可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生き方をしたいと願う高齢者本人の思いを実現困難にするのが認知症です。今後も、地域への認知症の正しい理解の普及啓発をはじめ、認知症の 当事者や介護家族への総合的な支援が求められます。



(5) 災害時要援護者の支援

災害時の要援護者対策は大きな課題となっていますが、個人情報保護の問題から対応がなかなか進まない状況となっています。住所・氏名・連絡先など基本情報を事前に市役所などに知らせておくことについて、アンケート調査でたずねたところ、「最低限の情報なら知らせてもよい」との回答が多く見られました。この結果をふまえ、災害時の要援護者対策を関係機関と協力しながら構築していく必要があります。

(6) サービス、ボランティア等の福祉人材の確保・育成

介護従事者の離職率が高く、福祉人材の確保・育成が課題となっています。安定したサービスを供給するため、人材確保に向けた職場環境の整備が求められます。

また、地域活動やボランティアについても元気高齢者や団塊の世代が、生きがいづくりや健康づくりに取り組めるよう、その経験・知識・技能を生かした地域活動参加への支援が求められます。

(7) 住まいの選択肢を広げる

介護が必要になっても24時間365日切れ目なく必要なサービスが安心して受けられるために、介護保険の居住系サービスの整備充実、地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護、グループホームなどの整備の他に、在宅医療と連携した住まい、見守りサービスのある住まいなど選択肢を広げ、多様化することが求められます。

(8) 療養病床再編成への対応

介護保険と医療保険の機能分担の明確化、高齢者の医療費の抑制等の観点から、療養病床の 再編成が行われようとしていますが、東京都ではこれに対し、今後も必要な病床数を確保して いくとの基本方針を定めています。府中市でも介護・療養に必要な介護基盤整備を積極的に進 めるとともに、中長期的な視点から市民に必要な居住型施設のあり方を検討していくことが必 要となっています。



2 計画の基本的な考え方

■ 計画のめざすもの(理念)

(1)計画の理念

府中市高齢者保健福祉計画·介護保険事業計画(第4期)は、府中市福祉計画の基本理念「安心していきいきと暮らせるまちづくり―みんなでつくる、みんなの福祉― | をふまえます。

安心していきいきと暮らせるまちづくり 一みんなでつくる、みんなの福祉一

(2) 計画の考え方

●視点 1 利用者本位の福祉サービスの実現

利用者が自分にあったサービスの選択ができるように、情報提供や身近なところで相談できるような体制の充実や質の確保、さらに権利擁護事業を充実し、利用者本位の福祉サービスの実現をめざします。

●視点2 「自立」を支える福祉の実現

個人の尊厳を大切にし、地域で自立していきいきとした生活ができるような福祉の実現をめ ざします。

●視点3 地域で支える福祉の実現

自治体、福祉関係機関、民間事業者、NPO、ボランティア団体等の連携・協働(公助・共助・自助)により、地域で支える福祉の実現をめざします。

●視点 4 市民参加・参画による幅広い福祉の実現

市民が自ら福祉を支え・実現していくため、計画の段階から参加し、幅広い福祉の実現をめざします。



■ 計画の基本目標

(1) 利用者本位のサービスの実現のために

- ・高齢者が自己選択・自己決定ができるように、さまざまな方法で情報を入手できるように、 また身近な場所で相談できる体制を充実し、サービスの質の確保に努めます。
- ・高齢者の人権や権利が擁護される体制を充実します。

(2) 介護予防を進めるために

- ・生涯現役をめざして、健康維持と介護予防を推進します。
- ・地域包括支援センター機能を充実し、地域支援事業を充実します。

(3) 安心して暮らし続けるために

- ・介護が必要になっても、高齢者が尊厳をもって住みなれたまちで安心して暮らし続けられるように、介護保険サービスや高齢者保健福祉サービスの充実に努めます。
- ・総合的な認知症ケアを推進し、介護者の支援の充実に努めます。

(4) 地域で支える福祉をめざして

・地域包括支援センターや在宅介護支援センターの機能を充実し、連携を図りながら地域の 高齢者等の見守りを強化します。

(5) ともに暮らす地域をめざして

・団塊の世代や元気高齢者が、知識や技術を生かしながら、地域の一員としてサービスやボランティアの担い手として活躍できる機会を提供します。



■ 計画の体系

利用者本位の サービスの実現 ■(2) 相談・権利擁護事業の充実 ━━ ① 相談援助体制の充実 のために ② 権利擁護事業の充実 ■(3) サービスの質の確保・向上 ━━━ ① 利用しやすいサービス情報の提供 ② 事業者への支援 (1)介護予防体制の強化 ----① 地域包括支援センターの段階的整備・充実 ② いきいきプラザを中心とした介護予防事業の推進 介護予防を ③ 高齢者福祉館の活用 進めるために (2) 地域支援事業 ① 介護予防事業の実施 ② 包括的支援事業の実施 (3)健康管理体制の強化 — ■① 病気の早期発見 ② 健康相談・啓発活動の実施 ③ 健康増進活動への支援 =(1) 在宅サービスの充実 ------■① 在宅支援サービス ② 外出支援の充実 安心して ③ 訪問理髪・入浴サービス 暮らし続ける ④ 介護保険特別給付の検討 ために (2)介護保険事業 ① 予防給付 ② 介護情報ネットワークの充実 ③ 介護サービス相談体制の充実 ④ 低所得者への配慮 ⑤ 給付の適正化 ⑥ サービス提供事業者等の連携とその支援 ⑦ 介護保険特別給付の検討 ⑧ 訪問・通所等サービスの充実 ⑨ 居住系サービスの基盤整備充実 ⑩ 施設サービスの基盤整備充実 ① 地域密着型サービスの基盤整備充実 ⑩福祉人材の育成・確保 (3) 介護者への支援の充実 ■① 介護者教室・交流の充実 ② 緊急時のショートステイの確保



(4) 総合的な認知症ケアの推進 —— ① 認知症ケアの普及啓発 ② 家族への支援 ③ 生活環境の安定に向けた事業展開の研究 ④ 認知症高齢者ケアシステムの検討 ⑤ 認知症高齢者グループホームの整備 ⑥ 認知症高齢者を支えるまちづくり - (5) 安心して住める環境づくり --- ① 高齢者住宅の運営 ② 公営住宅の高齢者入居枠拡大 ③ 住環境の改善支援 ■(1) 地域包括支援センターと ------① 地域包括支援センターの充実 在宅介護支援センターと ② 在宅介護支援センターの見直し 地域で支える の連携 ③ 地域支援の充実 福祉をめざして (2) 見守りネットワークの充実 — ① 見守りネットワークの推進 ② 見守りネットワークを支援する各種制度 ③ 高齢者虐待防止と養護者支援 ④ 子ども訪問ボランティア体験の検討 ⑤ 多様な地域資源の発掘・育成 ■① 災害時要援護者支援 =(3)防災・防犯対策 💳 ② 社会福祉施設等との防災協定 ③ 消費者被害の対策 ④ 防災器具の設置 (1) 生きがい活動への支援 _____ ■ ① 元気一番まつりの取組 ② 老人クラブへの支援 ともに暮らす ③ 生涯学習やスポーツ活動との連携 地域をめざして ④ 地域デイサービスの充実 ⑤ ふれあいの場の提供 ⑥ ふれあい訪問活動の充実 ⑦ 各種福祉券のあり方の見直し ⑧ 保養機会の確保 - (2) 就業支援 -■① シルバー人材センターへの支援 ② 就業機会の拡大



3 重点施策

■ 介護予防の体系的取組

いつまでも住み慣れた場所で暮らすことを目標に、元気な高齢者の介護予防から、地域支援 事業の介護予防、さらには要支援者対象の予防給付までの心身状況のさまざまな段階の介護予 防について、継続的、一体的にサービスを提供します。そのためには、介護予防推進センター を中心拠点として、また介護予防ケアマネジメントを担う地域包括支援センターを核として、 専門知識の提供や介護予防に関する情報集約を行い、地域の介護予防活動と連携し事業を進め ます。

介護予防の周知、取組のきっかけ作りをさらに進めるため、介護予防体操の普及や節目健診を継続していきます。また、気軽に介護予防健診が受けられ、介護予防の取組が必要な方が介護予防教室等に参加できるように事業を充実するとともに、介護予防教室参加後も介護予防の取組が続けられるよう、介護予防の自主グループの支援を継続していきます。

介護予防の活動を市民が支える仕組みとして、介護予防コーディネーターや介護予防推進センターと連携して活動を行う、介護予防サポーターを育成します。

■ 認知症の総合的対策

今後は、高齢化が進行する中で、認知症高齢者も一層増加することが予測されています。ひ とり暮らし高齢者が増加する中での認知症高齢者の問題は公的な福祉サービスのみでの対応で は難しく、地域の課題として総合的に取り組むことが必要です。

認知症高齢者や家族が地域で安心して暮らし続けることができるよう、具体的には認知症の 予防、認知症への理解促進、本人や家族の意識啓発、認知症高齢者をサポートする市民の育成、 認知症ケアの充実(活動の場・居場所づくり)、生活の場面での支援、家族への支援など、認 知症高齢者を支える施策に総合的に取り組みます。

また、地域の中での高齢者の生活を多面的に支える仕組みを整備します。



■ 地域ケア体制の整備

これまで、府中市は、「365 日・24 時間、切れ目のない介護が受けられる」、「住み慣れたまちで、一人になっても暮らし続けることができる」、「認知症高齢者の尊厳を守るケアが受けられる」を基本的考え方として、福祉空間整備計画に取り組んできました。

今後は、介護が必要になっても「福祉・保健・医療が連携した仕組み」によって必要に応じて多様なサービスを活用して、住み慣れた地域で暮らし続けられる地域ケア体制の整備を進めます。具体的には次の取組を検討し、具体化していきます。

- ①介護保険の施設系・居住系・在宅系・通所系サービスの充実(居住系サービスや地域密着型サービスについては、公有地を活用した供給を検討)
- ②地域における見守り、支えあいの仕組みづくり(参照:地域福祉計画・福祉のまちづくり 推進計画の重点施策「新たな支えあいの仕組みづくり」)
- ③地域における在宅医療の基盤整備を強化するための支援
- ④介護人材の育成・定着支援
- ⑤多様な住宅の確保支援(バリアフリー化の推進、居住系サービスの充実、住まい方・住み 替えの啓発・普及)
- ⑥地域ネットワークの形成(地域包括支援センターの増設、相談機能の充実)

■ 基盤整備計画

地域密着型サービスについては、第3期介護保険事業計画の中で、平成18年度から20年度までを計画期間とする整備計画を定めて拠点整備を進めてきましたが、今回、次期計画を定めることにより、見込量・保険料推計に反映させることとします。

■ 主な基盤整備計画

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
小規模多機能型居宅介護	0 箇所	1 箇所	1 箇所
認知症対応型共同生活介護	2ユニット	2 ユニット	2 ユニット
認知症対応型通所介護	0 箇所	1 箇所	1 箇所
地域密着型介護老人福祉施設入所者生 活介護(小規模特養ホーム)	0 箇所	1 箇所	O箇所



4 介護保険事業計画(第4期)

■ 介護保険事業に関する府中市の考え方

平成 18 年度の介護保険制度改正では、予防重視型システムに向けて、地域包括支援センター や地域密着型サービスが創設されました。

しかし、全国的にも地域密着型サービスの普及に関する問題、事業所の不正請求等給付適正 化に関する問題、福祉・介護人材の確保に関する問題、介護予防では特定高齢者に関する計画 とニーズのかい離の問題など、さまざまな課題が浮上しました。

医療構造改革に伴う療養病床の再編、長寿医療制度の開始等により、福祉と医療に関する仕組みが変化しつつあります。

また、平成21年4月からは、介護従事者の人材確保・処遇改善、医療と介護の連携や認知症ケアの充実、効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証を視点とした新介護報酬でのサービスがスタートします。

府中市では、こうした国の動きに的確に対応するとともに、市民の意見をつねにさまざまな 手段で把握し、また市民の理解が得られるよう説明をしていきます。さらに、その折々の経済 情勢なども勘案し、市民の立場に立った制度運営が実現できるよう努力をしていきます。

■ 今後3年間の介護保険サービスの見込量

(1) 基礎数值

被保険者数については、第5次府中市総合計画後期基本計画の人口推計を用いています。 また、要介護認定者数についても、府中市の過去の要介護・要支援認定者の割合をもとに、設 定を行っています。

(2) サービスの見込量

居宅サービスについては、平成 18、19、20 年度の利用率、回数の平均値が今後も継続すると推計しています。どのサービスも要介護度別に前年度の利用人数を上回るように設定しており、特に医療系サービスについては重度者の利用率、利用回数に配慮しています。



施設サービスについては、平成 18・19 年度に加え、平成 20 年 8 月の実績も勘案し、さらに、市内に整備予定の施設については、入居率や稼動月数等を考慮して利用人数を見込み、平成 26 年度に施設サービス利用者に占める要介護 4、5 の割合が 70%以上になるように設定しています。

地域密着型サービスについては、平成 18・19 年度に加え、20 年度の利用率、回数を検討したほか、新たな整備計画を勘案して、利用を見込んでいます。

(3) 3年間の標準的保険給付費

平成21年度から23年度までの3年間の標準給付費は次のとおりです。

(円)

	平成21年度	平成 22 年度	平成 23 年度	合計
総給付費	9,677,413,871	10,101,486,840	10,545,491,374	30,324,392,085
特定入所者介護サービ ス費等給付額	315,704,488	334,646,757	354,725,562	1,005,076,807
高額介護サービス費等 給付額	161,759,985	171,165,451	181,135,378	514,060,814
算定対象審査支払手数料	16,340,000	17,195,000	18,050,000	51,585,000
標準給付費見込額(A)	10,171,218,344	10,624,494,048	11,099,402,314	31,895,114,706

(4) 地域支援事業費

地域支援事業費については保険給付費(総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額、 高額介護サービス費等給付額を加えたもの)の3%を見込んでいます。

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
保険給付費見込額		10,154,878,344	10,607,299,048	11,081,352,314
地域支援事業(保険給付費の3%)		304,646,350	318,218,971	332,440,569
介護予防事業		188,957,000	122,930,000	134,430,000
	特定高齢者把握事業	44,287,000	47,500,000	52,000,000
	特定高齢者通所事業	4,930,000	10,430,000	14,930,000
	一般高齢者施策事業	139,740,000	65,000,000	67,500,000
包括的支援事業·任意事業費		115,689,350	195,288,971	198,010,569



■ サービス見込量を確保するための方策

(1)介護予防施策体制強化

介護予防が必要な方にサービスを提供できるように既存の介護予防施策を有効に活用するなど体制を強化していきます。

(2) 保健・医療・福祉・介護の連携によるサービスの充実

高齢者が住み慣れた府中市で暮らし続けるために、医師会や歯科医師会、薬剤師会、その他の関係団体とも協働し、介護が必要となっても安心して介護療養できる体制を充実させていきます。

(3) 福祉・介護人材の確保・支援

質の高い介護に向けて専門性の高い人材を確保していくため、社会福祉協議会とも連携しながら、専門性をもった人材の定着確保に向けた支援を展開していきます。

(4) 事業者の誘導策

今後は介護基盤を充実させていくための事業者誘導策を検討し、柔軟な整備計画を検討します。特に、認知症ケアについては、充実を進めるとともに、専門性の高い事業者や職員の育成を支援します。

(5) 広域的な連携、東京都への提言等

今後も引き続き、府中市の立場を明らかにしながら提言を続けます。また、事業者誘導策など、必要に応じて近隣市等とも広域的な連携を図っていきます。

(6) 高齢者相互・介護経験者・多様な主体の支えあい、連携

一人ひとりにふさわしい、よい介護のあり方を考え実践する試みを、まちづくりとして展開するために、高齢者や介護の経験者、ボランティア・NPO、事業者等、多様な主体が支え合う仕組みづくりを支援します。



(7) 保険者機能強化

市民や事業者への情報提供をよりいっそう充実し、制度改正への迅速な対応を行います。また、サービスの提供が適正なものとなるよう監督・指導体制の強化を図り、給付の適正化事業を展開します。また、介護認定審査会での検討が公正で質の高いものとなるよう、認定審査の充実を図り、要介護認定の平準化を進めます。

■ 第 1 号被保険者の介護保険料について

(1) 前提となる諸条件

①見込量と保険料のバランス

第 1 号被保険者の介護保険料は、計画期間中のサービス見込量に応じたものとなり、見込量が多ければ保険料が上がり、少なければ下がることとなります。要介護認定者の増加による給付増、サービスの必要性、施設整備計画等から今後の伸びを勘案します。

②第1号被保険者の負担割合の変更

高齢化の進展に伴い、第 1 号被保険者の負担割合が平成 21 年度以降 20%となり、第 1 号被保険者が負担する割合が高くなることを考慮して設定します。

③保険料激変緩和の延長と所得階層に対応した設定

平成 16 年及び平成 17 年の税制改正後、保険料段階が急激に上昇する方を対象とした激変 緩和措置が平成 20 年度で終了となります。

第4期保険料の設定にあたっては、対象となる方に引き続き配慮し、市民税非課税層と課 税層それぞれの細分化を行い、きめ細かな所得段階別保険料率の設定を行います。

4)府中市介護給付費等準備基金の取崩し

介護給付費等準備基金は給付費の上昇による財源の不足を補うための基金です。府中市では これまでも第3期介護保険料の設定にあたり、準備基金の取崩しをすることにより保険料の 上昇を抑え、第1号被保険者の負担軽減を図った経過があります。

第4期保険料の設定にあたっても、この準備基金の活用について検討します。



⑤介護報酬の改定

平成21年度介護報酬の改定により、介護報酬が3%上昇するため、改定に伴う保険料の急激な上昇を段階的に抑制する措置として、国から市町村に対して介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されることとなりました。特例交付金は平成21年度上昇分の全額と、平成22年度上昇分の半額について交付され、市町村に設置される基金を通して保険料の軽減を行うものです。府中市においても、第4期保険料の設定にあたっては、この基金の繰入れを行います。

(2) 保険料の設定にあたっての考え方

- ①第4期計画では、第3期において実施した激変緩和措置に代わる「多段階設定による緩和策」 を実施するとともに、所得に応じた保険料段階を設定すること
- ②国の交付金を基に創設する介護従事者処遇改善臨時特例基金を取崩し、介護報酬改定による 保険料の急激な上昇を抑制すること
- ③府中市が第3期計画において介護給付費等準備基金の活用によって保険料額の上昇を押さ えた経過をふまえ、第4期も保険料額が大幅に上昇しないようにすること
- ④介護給付費等準備基金の活用にあたっては、今後3年間の保険料の上昇を抑える趣旨はもとより、今後の高齢化の進行によって第5期計画で想定される保険料額の上昇にも留意し、 取崩し額を決めること

(3) 保険料段階

第4期においても激変緩和措置の趣旨を活かすために、第3期における第4段階及び第5段階をそれぞれ2つの段階に細分化するとともに、所得の高い方の段階を3つの段階に細分化します。これに伴い、第4期の保険料段階は、10段階制、実質的には11段階制となります。



(4) 保険料基準年額・月額

(3)の保険料段階の考え方で保険料基準月額を算出すると、本来の保険料基準月額は、4,492円となります。これに、介護従事者処遇改善臨時特例基金及び介護給付費等準備基金を繰入れることにより、第3期と同額の3,950円とします。

■ 府中市の第1号保険料(第4期)

段階	対象者	保険料率	月額(円)	年額(円)
第1段階	生活保護受給者及び市民税世帯非課税者で老齢福 祉年金受給者等	基準額× 0.45	1,778	21,300
第2段階	市民税世帯非課税者で、課税年金収入金額と合計 所得金額の合計額が80万円以下の者等	基準額× 0.45	1,778	21,300
第3段階	市民税世帯非課税者で、第2段階に該当しない 者等	基準額× 0.70	2,765	33,100
特例第4段階	本人が市民税非課税者で同一世帯内に市民税課税者がいる者のうち、課税年金収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下の者等	基準額× 0.80	3,160	37,900
第4段階	市民税本人非課税者で同一世帯内に市民税課税者 がいる者で、特例第4段階に該当しない者等	基準額× 1.00	3,950	47,400
第5段階	合計所得金額が 125 万円未満の市民税本人課税 者等	基準額× 1.10	4,345	52,100
第6段階	合計所得金額が 125 万円以上 200 万円未満の 市民税本人課税者等	基準額× 1.25	4,938	59,200
第7段階	合計所得金額が 200 万円以上 500 万円未満の 市民税本人課税者等	基準額× 1.50	5,925	71,100
第8段階	合計所得金額が 500 万円以上 800 万円未満の 市民税本人課税者等	基準額× 1.75	6,913	82,900
第9段階	合計所得金額が 800 万円以上 1,000 万円未満 の市民税本人課税者等	基準額× 1.90	7,505	90,000
第 10 段階	合計所得金額が 1,000 万円以上の市民税本人課 税者	基準額× 2.00	7,900	94,800

(5) 低所得者への対応

特に生活が困窮し、保険料の全額を負担することが困難な方に対して、引き続き市独自に介護保険料を軽減します。



5 計画の推進に向けて

■ 評価、点検、推進における組織

(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会

計画の推進については、市民が参加した府中市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会で評価、点検します。

(2) 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの適切な運営や公正性・中立性の確保、その他地域包括支援センターの円滑かつ適正な運営を図るため、介護保険被保険者や介護サービス事業者の代表、医療や権利擁護の専門家等による運営協議会が設置されています。運営協議会では、地域包括支援センターの事業運営を評価、点検します。

■ 協働・ネットワーク

(1) 家族、事業者等のネットワーク

家族、事業者等のネットワークをより充実するための支援を行い、すべての高齢者福祉活動 団体が連携できるように、積極的に支援します。

(2) NPO、ボランティア、活動団体等のネットワーク

地域福祉の主要な担い手として活動しているNPO、ボランティア、民間活動団体、社会福祉法人などさまざまな活動主体に対しても、ネットワークが充実されるよう、活動支援を行います。

また、保健・医療・福祉従事者やボランティアの育成、確保に努めるとともに、市民の参加 の促進を図ります。



■ 庁内体制の整備

高齢者を取り巻く状況は多様化しており、課題も複合化しています。そのため課題を解決するためには総合的な対応が求められます。

府中市では計画を推進するにあたり、高齢者福祉関連の部署だけでなく、他の関連分野の部 署と横断的な連携が取れるように、体制を整備します。

■ 国・都への要望

今後も引き続き、国や東京都に対する積極的な提言、働きかけを行います。

- ①介護人材の確保についての具体策を講じること
- ②国庫負担金に含まれている調整交付金は別枠として措置すること
- ③制度改正により再編された地域支援事業を円滑に実施するために、国の責任で実施すること
- ④介護報酬については、第57回社会保障審議会-介護給付費分科会に提出された全国市長会の「介護報酬に関する意見」を尊重し実施すること



福祉総合相談窓口の様子



第4編

障害者計画・ 障害福祉計画(第2期)

1 府中市の障害者福祉を取り巻く課題

(1) 適切なサービス量の確保

府中市の人口は、引き続き増加の傾向にあり、障害のある人の数も増加の傾向にあります。 こうした状況のもと、障害のある人を対象とするサービスの利用も概ね増加の傾向にあります。 今後とも必要となるサービス量の増加が予想されることから、これに応えられる適切なサービ ス量を確保する必要があります。

(2) 「制度」だけでは対応しきれない多様なニーズへの対応

障害や病気により「生活のしづらさ」を抱える人たちのニーズは多様であり、現行の制度の もとでのサービスメニューでは必ずしも対応できないニーズも含まれています。継続的に当事 者、家族等の声を聞き、その協力を得ながら、各種の地域資源が有機的に連携することによっ て、多様なニーズに応える新たな仕組みづくりが必要です。

(3) 障害種別を越えた協働と連携

障害や病気による「生活のしづらさ」の違いから、障害者の活動は障害種別ごとに展開されてきました。これから、地域において多様なニーズに応えていくためには、障害の種別を越えてそれぞれの経験や知見を共有し、新たな仕組みづくりのための連携を深めていくことが期待されます。



(4) 潜在化する介助ニーズの点検

アンケート調査によると、いずれの障害においても重度者ほど介助を要していますが、知的 障害のある人を中心として「家族介助」への依存が大きく、反面、相対的に公的サービスによ る介助の利用度は高くありません。本来公的サービスにつながるべきニーズが潜在化していな いか、きめの細かい調査の必要性をうかがわせる結果となっています。

(5) 就労機会の創出

アンケート調査によると、身体障害のある人の若年層(18~29歳、30~39歳)、軽度の知的障害のある人、精神障害のある人で一般就労を望む声は少なくありません。障害のある人が社会的役割を獲得し、その可能性を拡大、増進するために、積極的な一般就労機会の創出が望まれます。

(6) いわゆる「福祉的就労」の底上げ

アンケート調査によると、実際に仕事をする不安として「収入が少ない」が第一にあげられています。一般就労は望まない、あるいは叶わなくても、就労継続支援(B型)・授産施設等での収入と、年金収入とにより生活を営むという選択も重要です。国が推進する「工賃倍増5カ年計画」による支援を活かしつつ、工賃水準を向上させていくために、地域ができる支援は何か、明確化していくことが求められます。

(7) サービス事業者等の体力強化への支援

福祉サービスの事業者の体力強化を図り、新たな時代における福祉経営の方向性「『施設管理』から『法人経営』へ」が求められています。経営環境の変化をふまえつつ、安定的に地域のニーズへ対応するための支援、経営力の向上につながる情報提供や事業者間の連携機会の提供など、多様な支援のあり方を検討する必要があります。



(8)「災害弱者」・「犯罪弱者」を出さないシステムの構築

有事の際、地域全体が「被災者」となった場合においてもなお、「災害弱者」を出さないための地域システムが求められます。また、防犯においても機能する地域の予防システムの必要性も高くなっています。

(9) ノーマライゼーションの推進

アンケート調査によると、障害のある人から見た市民のノーマライゼーションに対する理解は十分ではありません。障害のある人と障害のない人の意識の落差をどのようになくしていけばよいのか、理念としてのノーマライゼーションから、具体的な実践としてのノーマライゼーションを実現することが求められています。

(10) 障害者関係団体の活動の活性化

障害者関係団体の活動は、多様な問題を抱え、各団体は自らの活動だけで精一杯の状況であり、ノーマライゼーションを浸透するための地域への情報発信や他団体との連携など、各団体の独力のみで活動を活性化するには限界が見られます。地域として、これらの団体をいかに強化し活性化するか、具体的な方策の検討が必要となっています。

(11) 難病患者の経済的ニーズへの対応

アンケート調査によると、難病患者は充実を望む施策として、年代を問わず「医療費等への助成や手当の充実」を最上位にあげています。難病患者においては、障害のある人のように全体としてQOLが低下するという状況は必ずしも多いとは限らないと考えられることから、まずは経済的なニーズへの対応が第一の課題であるといえます。

(12) 相談事業・情報提供の充実

アンケート調査によると、充実を望む施策として、いずれの障害種別においても「各種相談事業を充実すること」が上位にあげられています。また、障害や病気によって「窓口へ行くことがとても大変」という記述もあることから、相談を必要とする人のもとへ出向くなど距離を近づけていく必要もあります。



2 計画の基本的な考え方

■ 計画のめざすもの(理念)

(1)計画の理念

府中市では、障害のある人もない人も、市民すべてが安心して自立(自律)した暮らしができる地域社会をつくることをめざして、府中市障害者計画・障害福祉計画を改訂することとなりました。

『自立(自律)』とは、どんなに重度の障害があっても、必要なサービスを受けながら地域で 主体的に生き、自己実現を図ることをいいます。

そのためには、障害があってもなくても、同じ地域で暮らす普通の市民として生活していけることをめざしたサービスの構築と、地域で暮らす人々の理解と配慮が必要となります。特に、 障害のある人が普通に働ける社会を実現することが強く求められているところです。

また、この計画は、障害のある人のためだけのものではなく、すべての市民にとっても大切なものです。

バリアフリーのまちづくりが、車いすを利用する障害のある人だけではなく、高齢者や乳幼児連れの親子にとっても暮らしやすいものであるように、すべての障害のある人が安心して暮らせるまちは、すべての市民にとっても安心して暮らせるまちになります。すべての障害のある人のための計画づくりは、すべての市民にとっても明日をひらくものになるのです。

これらの考え方をふまえ、この計画のめざすべき基本理念と基本視点を次のように位置づけます。

障害のある人もない人も、 市民すべてが安心して 自立した暮らしができるまち・府中の実現



(2) 計画の考え方

●視点 1 すべての市民のための計画

すべての障害のある人に地域生活に必要なサービスが提供されることは、すべての市民の安心につながります。

この計画は、障害に対する心のバリアを取り除き、より多くの市民の理解と近隣の自然なサポートが得られるように、すべての市民に投げかけるものとします。

●視点2 「すべての障害のある人」を対象とした計画

障害のある人が安心して住み慣れた地域で暮らせるだけでなく、市外の施設に入所している人や病院に入院している人が、地域生活に移行するための基盤づくりを進める必要があります。また、障害者手帳の対象になっていないものの、難病患者や高次脳機能障害、発達障害など日常生活にさまざまな障害のある人、深刻な社会問題となっている自殺、ひきこもり等の問題に直面している人などへの支援体制の整備が求められています。

この計画は、障害者手帳の有無にかかわらず、すべての障害のある人が地域生活に必要なサービスを受けられることをめざすものです。

●視点3 三障害同一水準の障害福祉サービスの提供

身体障害・知的障害の分野に比べ、精神障害のある人の地域生活を支えるためのサービスは、低い水準にとどまっているのが現状です。必要なサービスを検証し、精神障害の分野における障害福祉サービスの水準の向上をめざします。

●視点4 サービス水準の向上

府中市では、これまで、近隣自治体と比較しても引けを取らない障害福祉サービスを提供してきました。

市町村の責任を一層重視した障害者自立支援法の施行から4年目を迎えることから、スクラップアンドビルドの視点でサービスの内容や提供方法等の見直しを図りながら、サービス水準の向上をめざします。



●視点5 すべての施策における障害のある人への配慮

障害のある人へのサービスのほとんどが、障害者福祉施策として提供されているのが現状ですが、障害のある人への配慮さえあれば、一般の施策で提供することができるものも多くあります。これらの施策は可能な限り一般施策に移行していくことが必要です。

すべての施策において障害のある人への配慮がなされることにより、すべての市民にとって 暮らしやすいまちづくりにつながります。

●視点6 障害のある人への、家族に頼らない地域生活支援

地域で暮らす障害のある人は、家族の介助や見守りに支えられている場合が少なくありません。そのため、特に介助や見守りの必要性の高い障害のある人の家族の負担は大きく、家族が将来の見通しに対する不安を抱えている場合もあります。病院や入所施設からの地域生活への移行をめざす中、家族に頼らなくても障害のある人が安心して地域生活を送れるような支援をめざします。



府中市障害者就労支援施設「こやなぎ」での農作業の様子



■ 計画の基本目標

(1) 利用者本位のサービスの実現のために

- ・障害のある人が自己選択・自己決定ができるように、さまざまな方法で情報を入手でき、 また身近な場所で相談できる体制を充実し、サービスの質の確保に努めます。
- ・障害のある人の権利が擁護されるような体制を充実します。
- ・障害のある人の社会参加が促進される仕組みづくりを進めます。

(2) 安心して暮らし続けるために

- ・障害のある人が尊厳をもって地域で安心して暮らし続けられるように、在宅サービスの充 実や、安心して住める環境づくりに努めます。
- ・保健・医療との連携を促進するとともに、障害のある人の学習の機会を拡大します。
- ・一般就労を支援するとともに、作業所などの就労機能を強化します。
- ・年金や手当などの充実を要請します。

(3) 地域で支える福祉をめざして

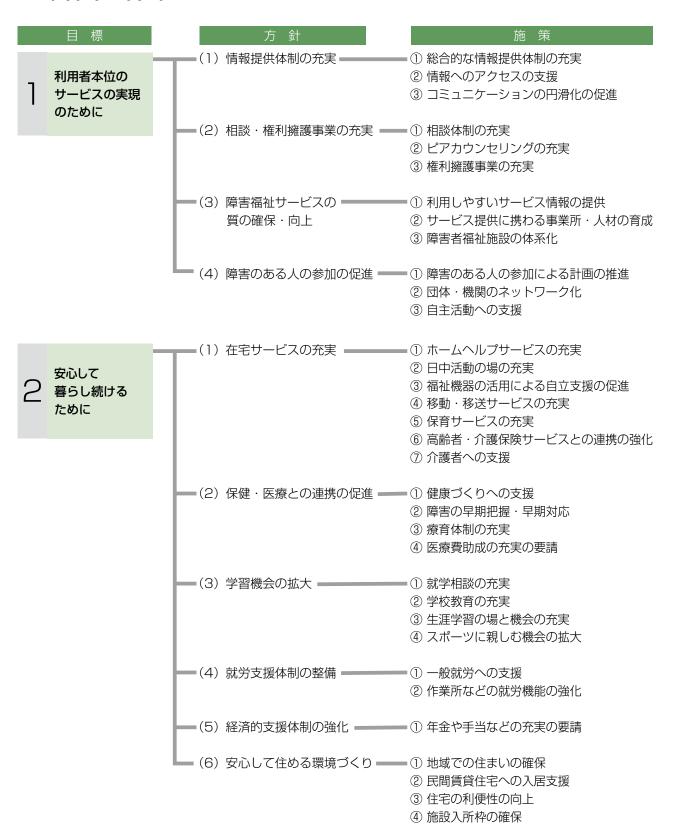
- ・障害のある人を地域で支えあうネットワークを強化します。
- ・障害者福祉を支える人材を確保します。
- ・災害時の要援護者支援対策を講じます。

(4) ともに歩む地域をめざして

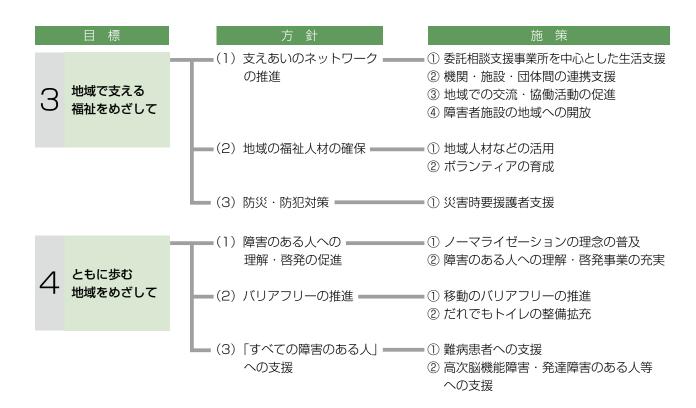
- ・障害のある人への理解を浸透させ、ノーマライゼーションを徹底させます。
- 移動や公共機関の利用の不便の解消に努めます。
- ・障害者手帳を持たない障害のある人に対する支援を進めます。



■ 計画の体系









3 重点施策

■ 相談体制の充実

- ●個々の障害の程度や生活の状況に応じた適切なサービスを自ら選択し、利用できるように、 委託相談支援事業所などにより、身近な生活の相談から障害福祉サービスの利用にいたるま での一連の相談支援を行います。
- ●ひきこもりなど、福祉サービスにつながりにくい状況にある障害のある人への積極的な働き かけが必要とされています。
- ●的確にニーズを把握し、支援につなげ、地域生活を確実に支えることができるソーシャルワーカーの育成が必要です。また、「当事者主体」という支援のあり方を確立するためにも、ワーカーとともに活動するピアカウンセラーの育成、当事者団体への支援も重要です。
- ●府中市が行うべきこと、民間事業者が行うべきこと、社会福祉法人、NPO が行うべきこと、相互に連携して推進すべきことなどについて早急にわかりやすい体制の整備を進めます。

■ 一般就労への支援、作業所などの就労機能の強化

- ●府中市内には24か所の作業所や通所授産施設等があり、特別支援学校卒業後や病院・入所施設からの地域移行後の就労や日中活動の場として、重要な役割を果たしています。
- ●就労は自立の足がかりであるとともに、自己実現の手段の一つであり、作業所等の機能を強化して就労機会を確保するとともに、一般就労などへつなげていけるよう、就労支援事業を中心に、委託相談支援事業所と連携し、相談・支援体制を充実します。
- ●通所授産施設や作業所等の統合・連携・法人化などへの支援を行い、就労施設としての機能を強化します。また、福祉的就労から一般就労へつなげる支援体制の整備を進めます。



■ 住まいの確保

- ●障害のある人が安心して住み慣れた地域で暮らせるだけでなく、府中市外の施設に入所している人や病院に入院している人が、地域生活に移行するために、グループホーム・ケアホームを整備するとともに、公営住宅の障害者入居枠の確保や民間賃貸住宅のあっ旋、入居の際の保証など、安心して居住できる基盤づくりを進めます。
- ●また、障害者福祉の推進のためには介護者が孤立・疲弊しないよう、行政や民間団体が適切な支援を行っていくことが求められます。障害のある人の親が高齢化していく中で、親の助けを借りなくても地域で自立して暮らしていけるような仕組みを作り上げていくことが重要です。

■ 高次脳機能障害・発達障害のある人等への支援

- ●自治体の障害者計画はこれまで、身体障害、知的障害、精神障害の3障害を主たる対象としてきました。しかしながら、近年、難病患者や高次脳機能障害・発達障害のある人に対する福祉サービス強化の必要性がクローズアップされてきています。
- ●これらの障害については、高度に専門的であるため府中市としてもまだ実態の把握が不十分であり、また、障害者手帳を持っていない方も多いため、十分な福祉サービスが行き届いていないのが現状です。
- ●東京都の高次脳機能障害支援普及事業や発達障害者支援センターなど、関係事業・関係機関との連携を図りながら、府中市内の高次脳機能障害、発達障害のある人などについての網羅的な情報収集を行い、必要な支援を行います。



4 障害福祉計画(第2期)

■ 計画の目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標

平成 23 年度までに、福祉施設の入所者のうち、1 割以上が地域生活へ移行するとともに、 入所者数の増加を 7%程度にとどめることをめざします。

項目	数値	考え方	
平成 17年 10月 1日の入所者数(A)	152人	平成 17年 10月 1日の数	
【目標值】(B)地域生活移行	20人 (13.2%)	(A) のうち、平成 23 年度末までに地域生活に移行する人の目標数	
新たな施設入所支援利用者(C)	31人	平成 23 年度末までに新たに施設入所支援 が必要な利用人員見込み	
平成 23 年度末の入所者数(D)	163人	平成 23 年度末の利用人員見込み (A – B + C)	
【目標値】(E)入所者削減見込み	△11人(△7.2%)	差引減少見込数(A - D)	

(2) 入院中の精神障害のある人の地域生活への移行に関する目標

平成 23 年度までに、受入条件が整えば退院可能な精神障害のある人のうち、半数以上が地域生活へ移行することをめざします。平成 17 年 10 月 1 日の退院可能な精神障害のある人は 95 人です。このうち平成 23 年度末までに 48 人の減少をめざします。

※平成14年度の患者調査等によると、受入条件が整えば退院可能な精神障害のある人は、 全国で約72,000人、東京都で約5,000人いるとされており、これを人口比で按分 して算出した人数を府中市における退院可能な精神障害のある人の数としています。

(3) 福祉施設等から一般就労への移行に関する目標

平成23年度までに、福祉施設等から一般就労への移行実績を2倍にすることをめざします。 平成17年度において就労支援事業を利用し、一般就労した人は11人です。平成23年度 には22人にすることをめざします。



■ 障害福祉サービスの見込量及び進捗状況

(1) 訪問系サービス

平成 21 年度以降は、各年度に 2,000 時間ずつ伸びがあるものとして見込んでいます。障害のある人が、必要なサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

(2) 日中活動系サービス

生活介護、児童デイサービス、就労継続支援(A型)、短期入所は、平成21年度以降も各年度伸びがあるものとして見込んでおり、サービス提供体制の整備に努めます。

自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援(B型)は、平成21年度以降は新体系サービスへの移行の促進に努めます。療養介護は、平成21年度以降も1人のまま推移すると見込んでいます。

(3) 居住系サービス

施設入所支援は、平成 21 年度以降は新体系サービスへの移行の促進に努めます。 グループホーム・ケアホームは、平成 21 年度以降は、各年度 10 人ずつ伸びがあるものと して見込んでいるため、一層のサービス提供体制の整備に努めます。

(4) 相談支援サービス

相談件数は、平成21年度以降は、各年度100人の伸びがあるものとして見込んでいるため、 相談支援機能の充実を図ります。サービス利用計画は、平成20年までの実績はありませんが、 平成21年度以降は、利用の促進を図ります。

(5) 地域生活支援事業

相談支援事業は、平成 21 年度以降も現在の実施箇所数のまま見込んでいます。 地域活動支援センターは、平成 23 年度には 4 か所を見込んでいます。

コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業は、地域生活には欠かせないサービスであるため、平成21年度以降も利用者数は増加するものとして見込んでいます。障害のある人が、必要なサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めます。



■ サービス見込量確保のための方策

(1) 就労支援の充実

障害者自立支援法は、すべての市民がともに安心して暮らせる社会の実現、当たり前に働ける社会の実現をめざしているものです。その実現のためには、障害のある人の就労支援が重要です。

そのために、各相談事業所が連携しながら3障害に対応できるよう、相談体制の充実を図る必要があります。

府中市では、そうした環境をつくるために、障害のある人への就労に関する情報の提供や就 労支援事業についての広報に努めるとともに、就労支援事業を中心として、障害のある人や教 育関係者、企業など、関係機関の連携を強め、またジョブコーチを活用するなど、就労後の定 着支援に向けた仕組みづくりを進めます。

(2) 社会資源の活用とNPO等との連携

障害がある人もない人も真に住みやすい地域社会が構築されるために、障害のある人の地域 生活や就労を支援する市内関係機関が連携して体制をつくること、また、NPO等市民活動団 体の活動が活性化することが必要です。

府中市では、そうした環境をつくるために地域自立支援協議会を活用し、さまざまな社会資源や NPO 等の団体が連携できるようなネットワークづくりを支援します。

(3) 事業者・人材の育成と確保

訪問系サービスや生活介護、就労継続支援などの日中活動系サービスでは、サービス量の増加が見込まれるため、サービス提供事業者の育成が期待されています。

また、障害のある人のケアマネジメントのできる人材の育成と確保が必要となっています。 特に、精神障害の分野における専門知識を有する人材の育成と確保は重要な課題です。

このため、地域で活動しているさまざまな団体やNPO等を障害福祉サービス提供事業者として育成するとともに、新たな事業者を誘導するなど、見込量の確保のための基盤の充実を図ります。



(4) 広域的な事業展開

府中市では障害のある人の地域生活を支援するため、市内のみならず広域的な連携のもとで 事業を展開してきました。多様化するニーズに対応し、障害福祉サービスが選択できる環境を 確保するためには、引き続き広域での連携体制は欠かせないものと考えます。

今後も、近隣自治体や東京都の関係機関との連携を強めながら、市民の生活のニーズに対応 できる環境づくりを進めます。

(5) 障害のある人を支える家族や地域の人への支援

障害者自立支援法は、施設や病院に入所・入院している障害のある人の地域生活への移行を めざしているものです。

その実現のためには、障害のある人に、服薬管理や生活上のアドバイスなどの地域生活に必要な支援を行う見守り体制が必要です。

また、障害のある人だけでなく、障害のある人の地域生活を支える家族や地域の人をも支援 する体制が必要です。

府中市では、専門家による見守り体制・相談体制の整備などの仕組みづくりを進めます。

(6) 現状のサービスの見直し

サービスを必要としている障害のある人に確実にサービスを提供するとともに、障害のある 人の多様なサービスニーズに的確に対応するためには、昨今の財政状況においては、現状のサー ビスの見直しも必要となります。

そのため、各事業のサービスの内容や量、対象、提供方法等については、必要に応じ見直し を検討します。



5 計画の推進に向けて

■ 評価、点検、推進における組織

(1) 障害者計画推進協議会

計画の推進については、当事者が参加した府中市障害者計画推進協議会で評価、点検します。また、府中市障害者計画推進協議会の運営にあたっては、府中市障害者等地域自立支援協議会との連携を検討します。

(2) 地域自立支援協議会

地域自立支援協議会では、個別支援会議等から見えてくる地域の課題を共有することで、相談支援機能の向上を図るとともに、関係機関・施設・団体間のネットワークを構築し、幼少期からのライフステージを見通した支援体制の構築や障害のある人への虐待防止などの課題に取り組みます。

■ 協働・ネットワーク

(1) 当事者、家族、支援者のネットワーク

当事者、家族等のネットワークをより充実するための支援を行います。また、地域福祉の主要な担い手として活動している社会福祉法人、NPO、民間福祉団体、ボランティアなどさまざまな活動主体に対しても、ネットワークが充実されるよう、活動支援を行います。

■庁内体制の整備

府中市では計画を推進するにあたり、障害者福祉関連の部署だけでなく、他の関連分野の部 署と横断的な連携が取れるように、体制を整備します。



■国・都への要望

今後も引き続き、国や東京都に対する積極的な提言、働きかけを行います。

- ①ホームヘルパーや障害者福祉施設で働く職員など、福祉人材の確保のため、介護給付費・訓練等給付費の報酬の引き上げを行うこと
- ②十分な医療を受けられる機会の確保と経済的負担の軽減を目的とした自立支援医療・医療費助成を充実すること
- ③障害のある人の生活を保障する年金や手当などを充実するとともに、その対象を精神障害の ある人にも拡大すること
- ④疾患等を抱えている在宅の障害のある人に対し、医師の指示に基づき、看護師等が訪問して 看護サービスを提供する訪問看護を充実すること



府中市福祉計画

みんなでつくる、みんなの福祉 概要版

平成21年4月

発 行:府中市 福祉保健部 地域福祉推進課 〒 183-8703 府中市宮西町 2 丁目 24 番地 TEL 042(335)4182 (直通)

